

1 氏名 男・女
年 月 日生 (歳)
住所

2 医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査

長谷川式認知症スケール 点 (年 月 日実施) 実施不可)

MMSE 点 (年 月 日実施) 実施不可)

脳の萎縮または損傷の有無

あり ⇒ (部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 実施不可)
 なし

知能検査

その他

短期間内に回復する可能性

回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない

(特記事項)

3 判断能力についての意見

- 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。
- 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。
- 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。
- 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。

(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。



判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- あり ⇒ (まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い 障害が高度)
- なし

[]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)
- なし

[]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い 問題が顕著)
- なし

[]

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い 問題が顕著)
- なし

[]

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

[]

参考となる事項 (本人の心身の状態, 日常的・社会的な生活状況等)

※ 「本人情報シート」の提供を 受けた 受けなかった

(受けた場合には, その考慮の有無, 考慮した事項等についても記載してください。)

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

- ※ 診断書の記載例等については, 後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/kouken/>) からダウンロードできます。
- ※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは, 本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として, 本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は, 診断への活用を御検討ください。
- ※ 家庭裁判所は, 診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき, 本人の判断能力について判断します (事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)

診 断 書 附 票

後見開始または保佐開始の審理にあたっては、本人の財産管理能力などに関する精神鑑定を行うことがあります。

そこで、診断書を作成された医師に鑑定も依頼できるかどうかお伺いしたいので、お手数ですが、下記事項にもご回答ください。

なお、成年後見制度においては、審理に当たって鑑定を行う必要があるとき、鑑定を引き受ける医師が見つからないと、手続きが進められませんので、精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし、医師のご協力をいただいております。

1 今後、家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合、

鑑定を担当できる。（2以下にもご回答ください）

鑑定を担当できない。（以下にもご回答ください）

鑑定は担当できないが、下記の医師を紹介できる。

氏 名：

所属病院：

連 絡 先：住所

電話番号

その他（理由

）

（以下は、鑑定を担当していただける場合にご回答ください）

2 実際の鑑定に関して

(1) 鑑定費用について

（おおむね5万円以下（税、文書料等込み）でお願いしております）

_____万円で担当する。

その他（

）

(2) 鑑定に要する期間について

（多くの事例で、30日間前後でご担当いただいております）

鑑定には、_____日間必要です。

(3) 「鑑定書作成の手引」等CDの送付について

（最高裁判所作成の「成年後見制度における鑑定書作成の手引き」及び鑑定書書式データ。なお、鑑定書書式は、Wordの書式を用意しております）

不要

必要

* 「鑑定書作成の手引」等は、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp>) からダウンロードすることもできます（裁判所トップページ→「裁判手続の案内」→「裁判所が扱う事件」→「家事事件」→「その他」の「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」と順次にクリックしてください）。なお、〈要点式〉は使用しないでください。

3 裁判所から鑑定に関する連絡を差し上げる際、窓口となる方をお書きください。

（医師がご多忙の場合、連絡がとりやすい方をお書きくださると助かります）

医師に直接

医師以外

氏名：

所属：

電話：（ ）

郵便送付先：

* 連絡方法に関して注意事項があればお書きください。

* なお、正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に改めて文書にて差し上げます。

診断書（成年後見制度用）を作成される医師の方々へ《お願い》

表面

日ごろ、家庭裁判所の業務に対し、ひとかたならぬご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回、成年後見制度を利用するために、先生に成年後見制度用の診断書を作成していただくよう依頼があったと思いますが、診断書作成にあたっては左記の様式を使っていただき、「**成年後見制度における診断書作成の手引**」（「後見ポータルサイト」（<http://www.courts.go.jp/koukenp/>）→「手続案内及び各種書式」からダウンロードできます）を参考にしてください。

あわせて、診断書附票の記載もお願いします。診断書附票は、鑑定引き受けの可否等についてお聴きするものです。ただし、全件につき鑑定を実施するとは限りません。

迅速な審理促進のためご協力をよろしくお願いします。

3 判断能力についての留意

- 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。 ⇒**判断能力が十分見込めます**
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。 ⇒**補助相当**
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 ⇒**保佐相当**
- 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 ⇒**後見相当**

(留意) ④ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。

裏面

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、左記の「 受けた」に（チェック）してください。

なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

※ 依頼者に診断書を交付する際には、合わせて「本人情報シート」も返還していただくようお願いします。

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。

また、本人の介護・福祉を担当している方によって作成されることを想定しています。

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

<p>本人</p> <p>氏 名： _____</p> <p>生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	<p>作成者</p> <p>氏 名： _____ 印</p> <p>職業(資格)： _____</p> <p>連絡先： _____</p> <p>本人との関係： _____</p>
---	---

1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用 あり なし）
- 施設等

→ 施設等の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： _____ 年 _____ 月）
- 要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）
- 非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

- 全面的に介助が必要 一部について介助が必要 介助の必要はない
- （今後、介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- 意思を他者に伝達できる ときどき伝達できる
- ほとんど伝達できない できない

イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる 理解できない場合がある
- ほとんど理解できない 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる 記憶していない場合がある
- ほとんど記憶できない 記憶できない

- エ 本人が家族（親，配偶者，子供，兄弟・姉妹）を認識できているかについて
- 正しく認識している 認識できていないところがある
- ほとんど認識できていない 認識できていない

(3) 日常・社会生活上問題となる精神・行動障害について

- 問題となる行動がある 問題となる行動がときどきある
- 問題となる行動はほとんどない 問題となる行動はない

（精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

(4) 外出頻度について

- 週1回以上 月1回以上 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
- 親族又は第三者が管理している

（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

（※ 課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを知っている。 申立てをすることを説明しておらず，知らない。
- 申立てをすることを説明したが，理解できていない。

（成年後見制度の利用に本人が反対している場合には，その理由・背景事情等）

6 本人にとって必要と考えられる後見事務の内容等（※御意見があれば記載してください。）

本人情報シート（成年後見制度用）の準備にあたって《お願い》

この「本人情報シート（成年後見制度用）」（以下、単に「シート」といいます）は、職務上の立場から本人を日頃より支援している福祉関係者の方に、本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面です。本人の判断能力等に関して医師が診断書を作成する際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出いただく書類になります。

※ シートの記載内容により、作成者および本人に不利益などが生じるものではありません。

『申立人』の方へ

本人の親族以外の方で、職務上の立場から日頃より本人を支援している福祉関係者の方（例えば、ケアマネージャー（介護支援専門員）、ケースワーカー、医療ソーシャルワーカーなど）に作成を依頼していただくようお願いします。仮に、そのような福祉関係者の方がいない場合には、本人の状況を把握している関係者のうち、介護士などの福祉・介護の専門的知識を有する方に協力していただくことも考えられますが、シートが準備できない場合でも診断書の作成を依頼することはできます。

また、診断書の作成を医師に依頼する際には、シートのコピーをご準備いただき、コピーを手元に保管した上でシートの原本を医師に交付してください。シートのコピー（医師から原本が返還された場合には原本でも可）は医師から交付された診断書及びその他申立書類一式とともに裁判所に提出してください。

※ このシートは診断書作成医が参考にする資料ですので、医師への診断書作成依頼前にご準備いただくようお願いいたします。

シートを作成いただく『福祉・介護関係者』の方へ

完成したシートについては、直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく、作成を依頼した方（申立人）にお渡しください。

※ 「本人情報シート」の作成方法等については、「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」（「後見ポータルサイト」（<http://www.courts.go.jp/koukenp/>）→「手続案内及び各種書式」からダウンロードできます）をご活用ください。

【本人情報シート作成・提出の流れ】



札幌家庭裁判所 後見・財産管理センター（お問い合わせ先 011-221-7410）